

# 指定管理業務点検・評価シート（平成30年度業務）

令和元年5月31日

施設名	県立鹿野かちみ園 県立鹿野第二かちみ園	所在地	(かちみ園) 鳥取市鹿野町今市1078 (第二かちみ園) 鳥取市鹿野町寺内102
施設所管課名	障がい福祉課	連絡先	0857-26-7193
指定管理者名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	指定期間	平成26年度～平成30年度

## 1 施設の概要

設置目的	知的障がい者の方が入所し、入所者に対し、その自立と社会経済活動を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行う施設
設置年月日	(かちみ園) 昭和41年1月1日 (第二かちみ園) 昭和53年4月1日
施設内容	(かちみ園) ○敷地面積：41,365.33㎡ ○延床面積：3,929.05㎡ ○施設内容：南棟（要介助高齢者向け施設）、ゴミステーション、車椅子用駐車場、倉庫、体育館 ○定員：施設入所支援70名、生活介護70名、短期入所2人  (第二かちみ園) ○敷地面積：(鹿野かちみ園との同敷地) ○延床面積：4,188.75㎡ ○施設内容：北棟（強度行動障害者向け施設）、車椅子用駐車場、厨房・機械室棟、園芸・農作業棟、鶏舎、豚舎 ○定員：施設入所支援70名、生活介護70名、自立訓練（生活訓練）6名、短期入所3名
利用料金	障害者総合支援法等の関係法令の規定に基づく利用者負担あり
開館時間	入所施設のため24時間開館
休館日	入所施設のため休館日はない

## 2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿野かちみ園・第2かちみ園の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、保安警備、清掃等）</li> <li>・利用者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務（短期入所、施設入所支援等）</li> <li>・その他施設の管理運営に必要な業務（契約、料金等の収入、受付及び案内、利用者へのサービスの提供、施設の利用促進）</li> <li>・県下の障害者支援施設及び障害福祉サービス事業を行う施設の処遇モデルとして、要介助高齢知的障害者等（かちみ園）及び強度行動障害者（第二かちみ園）を中心とした支援のあり方等諸課題の検討及び実践。</li> </ul>
---------	--

## 3 施設の管理体制

管理体制	(かちみ園) 常勤職員：42人、非常勤職員：9人 [計51人] (第二かちみ園) 常勤職員：41人、非常勤職員：15人 [計56人]
	【体制図等】別添のとおり

4 施設の利用状況

(かちみ園)

(施設入所支援)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	34	2	36	入所2
	女	35	△1	34	退所1
	計	69	1	70	
(生活介護)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	38	2	40	入所2
	女	39	△1	38	入所1,退所2
	計	77	1	78	入所者70、GH6、在宅2

(第二かちみ園)

(施設入所支援)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	36	△1	35	退所1
	女	36	△1	35	入所1,退所2
	計	72	△2	70	
(生活介護)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	41	△1	40	入所0,退所1
	女	39	0	39	
	計	80	△1	79	入所者70、GH6、在宅3
(生活訓練)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
6人	男	0	0	0	
	女	1	△1	0	
	計	1	△1	0	10月より該当者なし

5 収支の状況

(かちみ園)

(単位：千円)

区 分		30年度	29年度	増 減	
収入	事業収入	給付費	234,862	221,263	13,599
		利用者負担金	30,070	30,272	△202
		その他(預り金管理料等)	655	750	△95
		小計	265,587	252,285	13,302
	事業外収入	生産活動事業収入	108	126	△18
		その他(寄付金等)	197	349	△152
		小計	305	475	△170
計	265,892	252,760	13,132		
支出	人件費	187,587	192,344	△4,757	
	管理運営費	12,479	13,505	△1,026	
	事業費	48,937	46,379	2,558	
	計	249,003	252,228	△3,225	
収支差額		16,889	532		

(第二かちみ園)

(単位：千円)

区 分		30年度	29年度	増 減	
収入	事業収入	給付費	287,745	290,956	△3,211
		利用者負担金	33,058	33,889	△831
		その他(預り金管理料等)	853	831	22
		小計	321,656	325,676	△4,020
	事業外収入	生産活動事業収入	0	23	△23
		その他(寄付金等)	231	178	53
		小計	231	201	30
計	321,887	325,877	△3,990		
支出	人件費	188,555	197,668	△9,113	
	管理運営費	13,035	10,123	2,912	
	事業費	47,519	49,987	△2,468	
	計	249,109	257,778	△8,669	
収支差額		72,778	68,099		

6 労働条件等

確認項目	状況			備考	
	常勤正職員	常勤補助職員	臨時的任用・非常勤職員		
雇用契約・ 労使協定	労働条件の書面による提示	鳥取県厚生事業団 職員就業規則	労働条件通知書	労働条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	有	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	時間外労働・休日労働 に関する協定届 有	時間外労働・休日労働 に関する協定届 有	時間外労働・休日労働 に関する協定届 有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	週40時間	週40時間	週2～40時間	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	自己申告 使用者の現認	自己申告 使用者の現認	自己申告 使用者の現認	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	【休日】 ・ 定例日の場合 各月の土日祝祭日 及び年末年始 ・ 非定例日の場合 交代制勤務により、 勤務を要しない日 に指定された日  【休暇】 ・ 年次有給休暇 1年度につき20日 (20日を限度に 繰越) 最大40日	【休日】 ・ 非定例日の場合 交代制勤務により、 勤務を要しない日 に指定された日  【休暇】 ・ 年次有給休暇 1年度につき16日 (20日を限度に 繰越) 最大36日	【休日】 ・ 非定例日の場合 交代制勤務により、 勤務を要しない日 に指定された日  【休暇】 ・ 年次有給休暇 6か月間継続勤務 した場合10日 (以降最大20日)	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	240,154円	154,100円	121,500円	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	毎年2回(直接処遇職員)実施(その他は年1回)			
	産業医の選任	選任の要否: 要	選任状況: 選任		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否: 否	選任状況: 否選任		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否: 要	選任状況: 選任		※規模の要件あり
	安全衛生推進者(衛生推進者)の選任	選任の要否: 否	選任状況: 否選任		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例(労働基準法に基づくもの)
- ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合(労働基準法第18条)
  - ・1ヶ月単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要)
  - ・1年単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の4、第32条の2ほか)
  - ・1週間単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の5)
  - ・時間外労働・休日労働(労働基準法第36条 いわゆる「36協定」)
  - ・事業場外労働のみなし労働時間制(労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要)
  - ・専門業務型裁量労働制(労働基準法第38条の3)

○各種管理者等の業種・規模に係る要件(労働安全衛生法に基づくもの)

種別	業種	規模(常時使用する労働者数)
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人(1人選任)
		201人～500人(2人選任)
		501人～1,000人(3人選任)
		1,001人～2,000人(4人選任)
		2,001人～3,000人(5人選任)
3,001人以上(6人選任)		
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
研修	要介助高齢高齢知的障がい者(かちみ園)及び強度行動障がい者(第二かちみ園)への支援技術やプラン作成技術等を習得、向上する研修、その他各種研修等
資格取得奨励	介護福祉士等の資格取得の奨励。1年間の研修課題を設定し職員の資質向上に繋げた。
支援計画の見直し	モニタリング及びケア会議開催による支援計画の見直しや、随時の見直し。利用者・家族への十分な説明。
食事	個々の栄養ケアマネジメントに基づく食事提供、「ユニット調理」で家庭的な雰囲気を楽しむ等。
社会参加	地域の夏祭り、運動会への参加や、小中学校との交流、アート作品を通じての展覧会開催・出展、「鳥の劇場」との交流による演劇活動、ウマモナドを使った町おこしなど。
その他	関係機関の行う研修に積極的に参加し、実践発表。スーパーバイザーを招いてのケース検討会。復命ミニ研修でスキルアップを図っている。臨床心理士を招いての精神障害者支援勉強会。

8 利用者意見への対応

<p>利用者意見の把握方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月開催される利用者で構成される自治会との協議。</li> <li>・給食委員会の開催。</li> <li>・各ユニット・日中活動班会議等での検討</li> <li>・施設内に設置する意見箱。</li> <li>・県への「県民の声」による意見受付。</li> <li>・その他、随時直接話をして、聞いている。</li> </ul>
<p>利用者からの苦情・要望</p>	
<p>対 応 状 況</p>	
<p>かちみ園</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>第二かちみ園</p>	
<p>○利用者家族から 利用者の足の爪が相当伸びていたが適切にチェックされているのか。 以前から、水虫で塗り薬が処方されていると思うが、なかなか改善されていない。 不穏時薬服用については、どのようなときに服用しているのか。(帰省しているときに不穏になることはないため)状況を聞きたい。</p>	<p>園長からご家族へ謝罪 その後指摘のあった丁目職員を含め、苦情解決委員会を開催し、対応と改善方法について協議を行った。 ・爪切りについては、不穏状態(帰省願望)が続き、強い拒否があったため、実施できなかった。帰省が叶った5月連休後に爪を切らせていただくことができた。 今後は爪切りチェック表を見直し、土曜日勤務者が実施、最終チェックは各ルーム担当が行うよう責任の所在を明確にすることとした。 ・水虫については、内科医の診察による塗り薬から、皮膚科の処方薬に変更した。また、塗布する時間と対応者を明確にした。 ・不穏時薬については1月に処方してもらっていたが、日中落ち着る場所などの環境設定や支援上の工夫等で不穏状態がないことから、現在は服薬していない旨をご家族に説明し納得していただいた。  ※今回の苦情は園全体の問題ととらえ、全職員に周知し、整容面、衛生面について、以後は1か月ごとの振り返りを実施している。</p>
<p>○日中一時利用者のご家族から 「休日に日中一時支援を利用した際、玄関のインターホンを鳴らしたが職員が出てこられず、10分待った。結局、玄関にいた利用者が職員を呼びに行ってくれた」との情報が、相談事業所経由で寄せられた。</p>	<p>7月24日苦情解決委員会を開催。各丁目・各班リーダーを中心に対処方法の検討を行う。 基本は、日中一時利用のための専属勤務者が夜勤室に待機し対応する。また、玄関のインターホン横に夜間・休日の窓口体制についての案内を掲示し、来園者に分かりやすいように対応することとした。</p>
<p>利用者からの積極的な評価</p>	
<p>該当なし</p>	

9 指定管理者による自己点検

<p>〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕</p> <p>(鹿野かちみ園)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の高齢化が進んでおり、日中に様々な活動を行うことより日常生活支援の充実を図ることを目的に、日中活動班から各丁目を中心とした活動に再編した。その日の利用者の状況に合わせてながら、天気の良い日はドライブや買い物に出掛けるなど、臨機応変の対応がしやすくなった。</li> <li>・ADL 向上のため、地域の歯科医による口腔ケア研修や外部講師による摂食嚥下研修による職員知識の向上、また、法人内高齢者施設の理学療法士の機能評価を反映した機能訓練に取り組んだ。</li> <li>・入浴については、普通入浴より時間が必要な機械浴利用者が増えたこと、また、介助が必要な利用者也増えたことにより、機械浴の入浴回数を週3回に減らしたが、普通入浴の方は引き続き毎日入浴していただいた。機械浴の方も適宜清拭等を行うことにより、清潔を保つことに努めた。</li> <li>・生き甲斐づくりとしては、アート活動、ふるさと訪問の他、地域交流活動として、各種イベントへの参加、地域での買い物、音楽療法を通じた交流に取り組んだ。</li> </ul> <p>(鹿野第二かちみ園)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援促進のため、意思表示が困難な方についても日頃から本人の意思・選好を推定した支援に心がけ、本人の意思が反映されるよう努めた。</li> <li>・発達障がい専門職をスーパーバイザーとして招き、スーパービジョンをとおして構造化・応用行動分析、ワークや余暇の充実を推進することで行動障がいのある方の課題行動を軽減し、健やかに見通しを持って生活出来るよう支援に努めた。</li> <li>・身体障がいのある方の支援の充実として年4回法人内より作業療法士を招き機能評価に基づいた適切な訓練を実施した。また姿勢保持についての助言をいただき介護事故の防止にも努めた。</li> <li>・精神障がいのある方への支援については臨床心理士を毎月招いて学習会を開催し、障がいや薬の特性そして問題解決へのアプローチ等を学び支援の知識や技術向上に努めた。</li> <li>・日中活動に関しては毎月1～2回アートのワークショップを開催し講師の指導を受けた。その成果もあり、あいサポートアートとっとり展では見事グランプリ・金・銀・銅賞を受賞することができ、やりがいと達成感を得た。</li> <li>・地域移行については本人や家族の意向を尊重しながら2名のグループホーム移行を、福祉的就労についても本人の意思を尊重しながら地域移行に力を入れた。</li> </ul>
<p>〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕</p> <p>(鹿野かちみ園)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止の取り組みについては、虐待防止チェックの実施、園内外研修を通して職員啓発を行っている。また支援の質の向上が結果的に虐待防止に繋がるので、支援の難しい利用者を対象としたケース検討会を積極的に実施している。しかし、行動障がいのある課題行動の改善には時間を要することから、引き続き課題行動の軽減に悦意取り組んでいきたい。</li> <li>・日中活動班活動から丁目毎の活動へ変更したことにより、これまで取り組んでいた生産活動や特色ある活動のかわりに、今後、利用者の高齢化に応じたゆとりある活動、余暇の充実に更に取り組んでいきたい。</li> <li>・職員の確保に苦慮している。人材不足は今後も続くことが見込まれること、年休5日取得の義務化と合わせ、支援体制の見直しに取り組んでいく。</li> </ul> <p>(鹿野第二かちみ園)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材が不足している。次年度も職員の欠員が予想される中、年休取得が法制化されたため、日課の見直し等の工夫が必要となる。また将来的には入所定員の見直しも必要となってくるのではないかとと思われる。</li> <li>・今後もアート活動に加えスポーツレクリエーションを取り入れることによって、心身の健康と豊かさを得られるよう活動を提供していく。また行動障がいのある方への支援に力を入れ、落ち着いて豊かな生活を送っていただくと共に虐待を未然に防いでいく。</li> <li>・次年度は理学療法士を配置し、身体に障害のある方の機能維持・改善に向けて一層の支援に努めたい。</li> </ul>

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	以下のとおり協定書に基づき適切に実施されている。 ・安全衛生委員会により月1回建物・設備の点検を行い危険箇所等を改善し、利用者の生活環境の安全確保につとめている。 ・毎日の清掃のほか、毎月1回大掃除を実施し、建物の清潔を保持 ・消防設備、自家用電気工作物の保守点検を実施（外部委託） ・利用者による器物破損事故の原状復旧 ・建築基準法に基づく建物の定期点検を実施 ・夜間における施設の保守管理のため常時1人の警備員を配置 ・急病などの緊急時に備え、夜間想定救急対応訓練を実施 ・災害時等のマニュアルを設置し、避難等の訓練を実施 ・第二かちみ園では、利用者の逸脱行動を検知及び予見するデータを構築するための人物追跡システムを導入 ・第二かちみ園では、職員が手薄な夜間は警備保障会社に連動するモニターを2か所設置し、利用者の安全を確保
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	入所者との契約、利用者負担金の徴収、自立支援給付費等の請求・収入を適切に実施している。
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	市町村、相談支援事業所、養護学校等の関係機関と連携を図り、入所希望者に種々の情報提供を実施している。 また、施設広報紙を年2～3回、市町村、公民館、福祉施設等に配布し、情報発信している。  別添物品について、リストと照合を実施し、適正に管理されている。
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	4	○個別支援計画の作成・見直しを利用者、家族へ説明を実施の上、適切に実施している。 ○食事、入浴、排せつ、移動等の日常生活動作の自立を目標に、個人の能力や障がい特性に見合った適切な支援を実施している。 ○H28.11に導入した機械浴槽を活用し、可動域制限等により通常の浴槽へ入ることが困難な利用者の入浴支援を行っている。 ○農園芸活動、陶芸活動に取り組み、それら生産品の展示、販売を利用者みずから行うなど社会経済活動に参加する機会を設け、喜びや誇りを得られるよう努めている。 ○2か月に1回嘱託の歯科医、歯科衛生士による口腔ケア指導を実施している。 ○作業療法士が利用者個々の身体的状態を評価し、一人一人に合った生活リハビリをプログラミングし、日常の中で支援者ができるリハビリを実施しながら、機能低下防止及び機能向上に努めた。
[県立施設としての役割] 追加項目	4	(かちみ園) 要介助高齢知的障害者支援のモデル施設として、 ○「高齢知的障がい者用アセスメント表」により各利用者の高齢化の程度を把握し、目的、実施量・頻度等を明確化した支援を実施 ○高齢化に伴う身体機能低下防止及び廃用症候群防止や生活習慣病の予防を図るためケアの考え方と基礎となる技術を理学療法士に学び実践 ○2か月ごとに、口腔衛生をを歯科医師及び歯科衛生士に学び実践 ○言語聴覚士の指導のもとで摂食、嚥下のメカニズムを学び、身体及び機能状況に応じた食事環境や食形態の見直しを実施 ○機械浴槽の導入により、一人ひとりに寄り添った安心、安楽な入浴を実施 脳の活性化、心肺機能維持向上等のため、音楽療法を取り入れた支援を実施  (第二かちみ園) 強度行動障がい者支援のモデル施設として、 ○自傷、他害、強い拘り等の課題行動に対し、応用行動分析を活用。課題行動の減少、混乱のない心穏やかな生活を目指した支援を実施。 ○活動班を再編成し、本人の特性に応じた活動班での活動を促すことで、「構造化した環境の中で自立的行動を増やす」「生活リハ、機能訓練の充実を図る」「少数集中支援による自立度の促進」の目標のもと、より効果的効率的に利用者が満足できる支援を提供
[収入支出の状況]	3	収支決算書のとおり、適正に執行されている。
[職員の配置]	3	協定書に定める人員を配置している。 (支援区分等から見た人員配置は基準以上の手厚い配置となっている。)
[会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	不適正事案や事故等なく、適正に実施されている。

項 目	評 価	点 検 結 果
[関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注 (鳥取県産業振興条例)	3	○法令遵守に留意し、コンプライアンスの確立に努めている。 ○業務の委託先は、県内の事業者となっている。
[県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注	3	○園の除草作業など、事業団の就労施設に発注の実績がある。 ○園内で提供される食事の材料は、できる限り県内で生産されたものを利用し、地産地消に取り組んでいる。
総 括	3	協定書に基づき適切に実施されている。

- 《 評価指標 》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
- 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
- 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
- 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
- ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。